

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月11日	令和7年 11月25日	<p>令和7年10月1日付大城総第322号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。</p> <p>市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わず、担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>しかしながら、城東区から情報提供された政策企画室の令和7年8月12日付事務連絡「職員等からの意見等の投稿について」には、以下の記載があります。</p> <p>1 申出人が職員等と見受けられ、その内容が職務に関する内容の投稿を受信した場合は、原則、他部署へ伝達せず、受信した所属において当該投稿の削除に関する意思決定をしたうえで、市民の声データベースから削除すること。</p> <p>この記載は、申出の取り扱いについては受付部署における意思決定を前提とする運用であることを明示しています。したがって、「市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱う」という判断も、同様に受付部署における意思決定を伴うものであるはずです。</p> <p>にもかかわらず、城東区が「意思決定文書は作成・取得しておらず、存在しない」とする理由で不存在決定を行うことは、政策企画室の運用指示と明確に矛盾しています。</p> <p>元の公開請求は次のとおりです。</p> <p>「令和7年6月以降に元公職者から受け付けた市民の声について、1. 市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱うとした意思決定文書を公開してください。」</p> <p>この請求に対し、城東区役所において「情報提供として取り扱う」とした判断が実際に行われている以上、その意思決定に関する記録が一切存在しないとは考え難く、文書不存在の判断は不合理です。</p> <p>については、当該意思決定文書について、改めて文書の特定を行い、公開してください。</p>	不存在	号	城東区役所	総務課（総合企画）
令和7年 11月26日	令和7年 12月10日	<p>2025年11月11日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>令和7年10月1日付大城総第322号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。</p> <p>市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わず、担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>しかしながら、城東区から情報提供された政策企画室の令和7年8月12日付事務連絡「職員等からの意見等の投稿について」には、以下の記載があります。</p> <p>1 申出人が職員等と見受けられ、その内容が職務に関する内容の投稿を受信した場合は、原則、他部署へ伝達せず、受信した所属において当該投稿の削除に関する意思決定をしたうえで、市民の声データベースから削除すること。</p> <p>この記載は、申出の取り扱いについては受付部署における意思決定を前提とする運用であることを明示しています。したがって、「市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱う」という判断も、同様に受付部署における意思決定を伴うものであるはずです。</p> <p>にもかかわらず、城東区が「意思決定文書は作成・取得しておらず、存在しない」とする理由で不存在決定を行うことは、政策企画室の運用指示と明確に矛盾しています。</p> <p>元の公開請求は次のとおりです。</p> <p>「令和7年6月以降に元公職者から受け付けた市民の声について、1. 市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱うとした意思決定文書を公開してください。」</p> <p>この請求に対し、城東区役所において「情報提供として取り扱う」とした判断が実際に行われている以上、その意思決定に関する記録が一切存在しないとは考え難く、文書不存在の判断は不合理です。</p> <p>については、当該意思決定文書について、改めて文書の特定を行い、公開してください。</p> <p>-----</p> <p>これに対して城東区は存在による非公開決定(令和7年11月25日付大城総第334号)を行いました。不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>政策企画室の令和7年8月12日付事務連絡「職員等からの意見等の投稿について」は、現職の大阪市職員又はその家族・友人と見受けられる者を対象にしたものであり、元公職者は対象外であることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>しかしながら、この決定理由は、「事務連絡の対象が元公職者に及ばない」 = 「意思決定文書は存在しない」という論理に基づいており、請求の趣旨を誤って解釈した不適切な判断です。</p> <p>元の公開請求で政策企画室の事務連絡を示したのは、「申出の処理の際には受付部署での意思決定が行われている」という運用実態を明らかにするための補強材料としたものであり、請求の中心は元公職者からの申出に対する城東区の判断記録(意思決定文書)です。</p> <p>また、「情報提供として取り扱う」との判断が実際に行われている以上、その判断に至る過程や根拠を記録した文書が一切存在しないとするのは不合理です。</p> <p>以上のとおり、城東区の不存在決定は、      1. 請求の趣旨を誤って解釈したものであり、      2. 実際に行われた意思決定に関する記録が一切存在しないとする点においても合理性を欠くものです。      については、改めて再度文書の特定および公開を求める。</p>	不存在	号	城東区役所	総務課（総合企画）